

## やまなし有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の規定に基づき実施するやまなし有機農業産地づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、実施要綱第3（1）に規定する事業の円滑な実施を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (交付の対象となる経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率については別表のとおりとする。

### (補助金交付申請書及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、

補助金交付決定通知書(様式第2号)を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業が期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、遅延届出書(様式第4号)を提出して知事の指示を受けなければならない。
- (3) 前号に該当することとなった場合において、歳出予算の繰越しを必要とするときは、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前号の届出書の提出に代えることができる。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書(様式第5号)を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付が決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)を、知事に提出するものとする。

2 第4条2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助金の完了若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

#### （財産の管理等）

第11条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

#### （財産の処分の制限）

第12条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間とする。

3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過

するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 4 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （補助金の経理）

- 第13条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 前三項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

#### （書類の提出）

- 第14条 本要綱により提出する書類は知事に提出するものとする。

#### （その他）

- 第15条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は知事が別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。